

日時 令和6年1月29日(月) 13:30~14:55

場所 北栄町役場3階第1委員会室

出席者 委員 13名(西村、大西、田村、杉上、立石、宮川、岩床、金山、中村、野間、
柿本、日置、桑田)(欠席0名)

事務局 4名(小澤福祉課長、池田地域包括支援センター長、杉川室長、前田主事)

1 開会

小澤福祉課長

2 あいさつ

大西委員長

3 議事

(1) 第9期北栄町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について

●事務局から資料説明

別添資料に沿って説明。

●質疑、意見等

- ・定年延長があって、65歳まで働くとなると健康状態にも変化があると思われる。P9の要介護認定率の推計に影響はあるか?

→ 厚労省のシステムを用いて機械的に算出しているため、そこまでの事象は見込まれていない。

- ・P15の「高齢者が活躍できる場づくり」に関連して、P21に「事業所の人員不足」という記載が出てくるが、うちの事業所も例外ではない。業務終わりの片付けや掃除等にボランティアで来てくれる高齢者とマッチングする仕組みができれば、事業所を活躍の場として提供できたりしないか?と考えているところ。

→ コロナでなかなか交流ができなくなってしまっていたが、コロナが落ち着いてきて社会参加したいという人は結構おられる。地域包括支援センターが関わる人で、「地域貢献したい」とか「社会参加したい」という介護保険まではいかない人で元気な人の活躍の場をどう作っていかうかと考えていたところ。活躍したい・活動したい人と、それを受け入れるところとをどのようにマッチングさせていくかを考えなければと思っていたところだったので、大変ありがたい申し出。

- ・介護の施設としてではなく、地域の施設として、例えば夕方の学校帰りの子どもと元気な高齢者が集まる場として提供できないかということも考えている。夕方は使用せずに空いているスペースがあるので、学童までのレベルではないが、気軽に立ち寄ってもらえるように施設を地域に提供できないかと考えていたが、コロナで立ち消えになってしまった。

- ・ P36 のオーラルフレイルの取組について記載があり、評価する。先日、自分が受けた研修の中で、高齢者の歯科受診率が数%にとどまっているという話を聞いてきたところ。
 - 承知した。
- ・ P40 の地域課題の検討について、地域ケア会議の後に残って協議されているのは知っていたが、その内容を地域の介護支援専門員にフィードバック、情報共有をしてもらいたい。
 - 承知した。
- ・ P46 の見守りについて、Wi-Fi 環境を含めての月額料金となるのか。おそらく高齢者はそもそも Wi-Fi 環境を持っていないと思われる。
 - 電球そのものに通信機能が備わっているので、電球を取り換えるだけでよい。
- ・ 見守り事業の対象を 20 人にした根拠は？
 - 新規事業であり、見通しも立たないため、様子見で 20 人分とした。根拠があって積算したものではない。
- ・ P36 のポピュレーションアプローチについて、具体の説明を求めたい。
 - 集団のところに外向き、集団に働きかけていく手法。
- ・ 「集団」とはどのようなものか。自治会単位か。
 - いきいきサロンや高齢者サークル等、自治会から離れて集まって活動されているところも対象。
- ・ 言葉が分かりにくい。集団が何を指しているか、もう少しイメージしやすく書き加えてもいいのでは。
 - 例えば、いきいきサロンや高齢者サークル等、といったように追記する。
- ・ ポピュレーションアプローチの説明として、「リスクを下げる」でなく、もう少しポジティブな表記にならないか。例えば「意識を高める」とか。
 - 記載を変更する。
- ・ P14 の北栄町版地域包括ケアシステムの枠内が一般的なことしか書かれておらず、「北栄町版」とは何か分かりづらい。
 - P36 の重点取組事項に案内する記載を追加する。
- ・ 第 1 回の委員会で、北栄町が介護保険の分野で先進的な取組を行っており、効果・成果を上げていることを実感した。北栄町の住みやすさ、行き届いたサービスは町民の喜びにつながっている。この実績はもっと PR してもよい。それが自分の健康維持の励みにもつながる。
 - 記載を変更する。

- ・ P46 の見守り事業はいい取組だとは思いますが、通知されるまで 1 日のタイムラグができてしまう。これでは間に合わない場合も考えられるので、ワイヤレスインターホンを近所の協力を得て取り付ける方がいいのではないかな。
- 見守り事業のひとつ上に記載のある「緊急通報装置貸与事業」で危険度の高い方には対応できるように支援している。
- ・ P35 の家族介護支援事業について、要介護 4 以上の人で介護保険サービスを使っていない人はいないと思われる。対象者がいない事業は不要ではないかな。
- 確かに実態としては該当者なしが続いている。国指定の「地域支援事業」のひとつなので残している。ただ、介護保険サービスを受けたくないという方もおられるため、そういった方への手立てはこの事業くらい。

(2) 第 9 期保険料（案）について

●事務局から資料説明

別添資料に沿って説明。

●質疑、意見等

- ・ 貧富の格差が盛んに言われてきているので、（所得を）持つ人が持たざる人の分も全体を見て負担するのは理解できるが、第 13 段階は 80 万円の区切りであるのに対し、第 14～15 段階が 200 万で区切っているのは何故かな。
- 国が第 13 段階を一番高い段階として 720 万円以上の人と設定している。一方、北栄町の第 8 期保険料では、第 11 段階に 800 万円～1,000 万円未満の人、第 12 段階に 1,000 万円以上の人とすでに設定してあるため、それをそのままスライドさせた。
- ・ 1,000 万円以上の、例えば 1,500 万円や 2,000 万円以上の人に対するもう 1 段階増やしてもいいのではないかな。都会では 18 段階に設定しているところもあると聞く。
- 都会のように所得が 1,000 万円を超える者が大勢いれば有効かもしれないが、北栄町はそこまでの人数いないので、高所得者分のみ小刻みに段階をもっと増やすというのはあまり影響がない。
- ・ 15 段階のうち、北栄町が多いのはどこかな。
- 4～6 段階が団子状態だが、北栄町全体としては概ね 1～6 段階がほとんど。7 段階以降の高所得者が少数ずつ。
- ・ 「あなたは何段階ですよ」というのは我々町民に知らされているかな。
- 介護保険料を賦課させていただくので必ず通知している。3 月まで確定申告、国等の確認を経て 6 月に住民税が決定、住民税に連動して賦課される各種保険料が 7 月あたりに決定となるので、7 月末あたりには必ず書面で通知している。

- ・介護保険の準備基金の財源というのは、介護保険料の繰り越してきたものか。それとも他の会計から来たものか。
 - すべて介護保険料の繰越金。他の用途には使えないので、逆に保険料以外のものも入ってこない。

4 今後のスケジュールについて

●事務局から資料説明

別添資料に沿って説明。

5 閉会